

鎌倉審議第 11号
平成17年10月14日

鎌倉市長
石渡 徳一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

鎌倉市個人情報保護制度の見直しについて (答申)

平成17年6月24日付け、鎌市政第22号「鎌倉市個人情報保護制度の見直しについて」をもって諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申します。

鎌倉市個人情報保護制度の見直しについて
— 答 申 —

平成17年10月

鎌倉市個人情報保護運営審議会

答申に当たって

鎌倉市個人情報保護運営審議会では、平成17年6月24日、鎌倉市長から「鎌倉市個人情報保護制度の見直しについて」諮問を受け、本市の個人情報保護制度のあり方について審議を行ってきました。

鎌倉市の個人情報保護制度は、平成5年10月に制定された「鎌倉市個人情報保護条例」に基づき、平成6年4月1日に施行されました。その後、平成12年及び平成13年に同条例に改正を加え今日に至っていますが、この間この制度によって、市が保有する個人情報の開示等の権利を保障し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止し、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与してきたところです。

一方、近年のIT社会の急激な進展を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が成立し、本年4月から全面施行され個人情報保護制度が確立されつつあります。

そこで、当審議会では、このような社会情勢等の変化に対応するとともに、公的部門、民間部門を問わず、情報漏えいに対する市民の不安も増大してきていることに配慮しつつ鎌倉市の個人情報保護制度について見直しを行い、ここに答申する運びとなりました。市におかれては、本答申を踏まえ、できるだけ早期に関係条例の改正などの措置を講じ、個人情報保護制度の一層の充実、改善に取り組まれるよう希望いたします。

平成17年10月14日

鎌倉市個人情報保護運営審議会

会 長 安 富 潔

目 次

1	個人情報保護関連 5 法の施行に伴う規定の整備について	
	(1) 個人情報の定義に「生存する」を加える (条例第 2 条関係)	1
	(2) 本人の定義 (新規)	1
	(3) 職員についての定義 (新規)	2
	(4) 意識啓発についての規定の追加 (第 3 条関係)	2
	(5) 収集の制限の強化 (条例第 8 条関係)	2
	(6) 直接本人から書面で個人情報を取得する場合の取扱目的の明示 (新規)	3
	(7) 個人情報の目的外提供における提供先への措置要求 (新規)	3
	(8) 業務委託する場合の個人情報の保護措置等 (条例第 13 条関係)	3
	(9) 苦情処理 (新規)	4
	(10) 法定代理人の請求権 (新規)	4
	(11) 訂正及び利用停止についての義務規定 (新規)	4
	(12) 削除及び中止の文言変更 (条例第 16 条～第 20 条関係)	5
	(13) 第三者に関する情報の保護手続き (新規)	5
2	指定管理者制度の導入に伴う規定の整備 (新規)	5
3	出資法人に係る規定の整備 (新規)	6
4	運営審議会の統合 (条例第 6 条、第 29 条関係)	6
5	審査会の統合 (条例第 22 条、第 23 条関係)	6
6	罰則規定 (新規)	7
7	その他個人情報保護条例の見直しに伴う関連諸規定の整備について	
	(1) 個人情報の定義において、「個人情報」から法人その他の団体の役員に 関する情報を除外することについて (条例第 2 条関係)	7
	(2) 独立行政法人等及び地方独立行政法人 (条例第 7 条、第 14 条関係)	8
	(3) 現行条例第 12 条第 1 項の削除	8

<資 料>

1	鎌倉市長からの諮問書	9
2	鎌倉市個人情報保護運営審議会委員名簿	10
3	鎌倉市個人情報保護運営審議会・鎌倉市情報公開運営審議会 開催経過	10

1 個人情報保護関連 5 法の施行に伴う規定の整備について

(1) 個人情報の定義に「生存する」を加える（条例第 2 条関係）

個人情報の定義に「生存する」を加え、保護の対象となる個人情報を生存する個人に関する情報であることを明確にすることが適当である。

(説明)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）第 2 条第 2 項において個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」と規定している。従って、行政機関法と同様に個人情報の定義に「生存する」を加え、保護の対象となる個人情報が生存する個人に関する情報であることを明確にすることが適当である。

ただし、本市の条例においては、個人情報について「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と定義するのみで、死者に関する情報の取扱いについては明確に規定していない。一方、開示請求権者については、「何人も・・・自己の個人情報の開示を請求することができる。」と規定し生存する個人を前提としており、生存する個人が死者の個人情報を開示請求することは条例上不可能である。しかし、現行条例の運用においては、平成 10 年 5 月の建議を踏まえ「相続人等死者と一定の関係にある者が、死者の個人情報の開示を必要とする場合」、相続人や死亡した未成年者の親権者などに死者の個人情報を開示することを認めてきた経緯がある。

行政機関法においても、いわゆる生存している「本人」の情報と同視できる場合は、死者の情報であっても生存する個人の情報として開示請求等ができると考えられており、法の運用に沿った内容で運用しても特に問題は生じない。

(2) 本人の定義（新規）

行政機関法と同様に「本人」の定義を置くことが適当である。

(説明)

行政機関法第 2 条第 5 項で本人の定義がされたことにより、本市の条例においても行政機関法と同様に、個人情報によって識別される特定の個人を「本人」と定義し、個人情報の権利利益の保有主体と開示請求権の保有主体が同一であることを明確にすることが適当である。

(3) 職員についての定義（新規）

罰則規定の新設に伴い、罰則の及ぶ範囲を明確にするために定義規定を置くことが適当である。

（説明）

現行条例において「職員」の表現が何箇所かにでてくる。現行条例では全て一般用語として解釈している。しかし、例えば現行条例第2条第2号に行政文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し…」とする場合のように罰則規定との関係から、その範囲を明確にしなければならぬため定義規定を設けるものである。

罰則規定の対象となる「職員」の範囲は、これを広くとらえ、一般職・特別職の全て（従って附属機関の委員、議員、監査委員等を含む）とすると共に市立小中学校の教職員も含めることが適当である。

(4) 意識啓発についての規定の追加（第3条関係）

個人情報保護の重要性に鑑み、実施機関の責務に、事業者及び市民に対する意識啓発についての規定を追加することが適当である。

（説明）

個人情報保護についての社会的ルールが形成されるかどうかは、事業者及び市民の意識に負うところが大きいことから、実施機関に対して、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識啓発に努めることとし、実施機関の責務の強化を図ることが適当である。

(5) 収集の制限の強化（条例第8条関係）

収集する個人情報の範囲を取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない旨の規定を設けるのが適当である。

（説明）

行政機関法第3条第2項に「利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を保有してはならない」との規定がある。内容的には当然のことであり、規定がなくでも現行の運用はそのように行っているが、明文規定を設けることが適当である。

(6) 直接本人から書面で個人情報を取得する場合の取扱いの明示（新規）

行政機関法と同様の規定を置くことが適当である。

（説明）

行政機関法第4条において、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、一定の例外を除き、利用目的の明示が義務付けられた。これは、本人が書面に記載して提出するものは、口頭によるものなどに比べ、その多くが実施機関に保有され、爾後の各種行政運営の基礎資料として利用されることになると考えられるからであり、条例においても同様の規定を置くことが適当である。

(7) 個人情報の目的外提供における提供先への措置要求（新規）

個人情報を目的外提供する相手方に個人情報を保護するための措置を要求できるようにする規定を置くことが適当である。

（説明）

行政機関法第9条において、個人情報の提供を受ける者に対し個人情報の適切な管理のために必要な措置を求めるものとするものとされたことに伴い、条例においても個人情報を目的外提供する場合に、必要に応じ保護措置を求めるものとするのが適当である。

なお、運用に当たっての基準を設けることが適当である。

(8) 業務委託する場合の個人情報の保護措置等（条例13条関係）

個人情報の取扱いを伴う業務を委託する場合、契約において保護措置を明示することを義務付けること及び受託業務従事者の個人情報の漏えい等の禁止規定を設けることが適当である。

（説明）

実施機関が個人情報の取扱いを含む業務を外部に委託しようとするときは、委託先において個人情報の漏えい等の問題が生じないようにあらかじめ適切な措置を講じておくことが必要である。従来個人情報の外部への漏えい等に関する事案の多くが委託先からのものであったことから、契約書に個人情報の保護に関し必要な事項を明示することを実施機関に義務付け外部委託に関する規制を強化することが適当である。なお、不要となった個人情報の速やかな廃棄等についても留意する必要がある。

また、受託業務従事者又は従事していた者に対しても、受託業務に関して取り扱う個人情報の保護について実施機関の職員又は職員であった者が負う義務と同様の義務を課す旨の規定を設けることが適当である。

(9) 苦情処理（新規）

実施機関に対する苦情の処理についての規定を設けることが適当である。

（説明）

個人情報取扱いに関する救済手段として不服申立てや訴訟によるよりも簡易・迅速な処理手段として苦情処理の制度が考えられる。このため実施機関に苦情処理の適切かつ迅速な処理を義務付けると共に、その際審議会の意見を聴くことができる旨の規定を設けることが適当である。

(10) 法定代理人の請求権（新規）

未成年者又は成年被後見人の法定代理人に開示等の請求権を認める規定を設けることが適当である。

（説明）

行政機関法は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に開示等の請求権を認める規定を置いているが（第12条等）、本市の条例にはこの規定がないので行政機関法と同等の規定を設けることが適当である。

なお、任意代理人については、これまでの経過及び個人情報保護の重要性に鑑み、従来どおり特別の理由があると認めるときに開示等の請求ができることとするのが適当である。

(11) 訂正及び利用停止についての義務規定（新規）

訂正請求及び利用停止請求について、実施機関の義務規定を設けることが適当である。

（説明）

現行条例では開示請求については一定の例外を除き「開示しなければならない」との義務規定があるが（第14条第2項）、訂正、削除及び中止の請求についてはこれらに応じた義務規定がなくバランスを欠いている。従って、改正後の条例においては、訂正及び利用停止について請求があった場合の実施機関の義務規定を設けることが適当である。

(12) 削除及び中止の文言変更 (条例第 16 条～第 20 条関係)

行政機関法の表現と整合を図ることが適当である。

(説明)

行政機関法においては、開示、訂正及び利用停止の文言を用いているのに対し、本市の条例は、開示、訂正、削除及び中止の文言を用い規定している。行政機関法の訂正は、削除を含んでおり、また、利用停止は、本市条例の中止と同様の概念であると思われる。行政機関法の文言との整合を図り、同一の概念で規定をすることが適当である。

(13) 第三者に関する情報の保護手続き (新規)

請求のあった対象情報に第三者の情報が記録されている場合に、第三者保護のための規定を設けることが適当である。

(説明)

現行条例においては、請求のあった対象情報に第三者の情報が含まれている場合は、第三者の正当な利益を侵害すると認められるときは開示しない旨の規定があり (第 14 条第 2 項第 2 号)、解釈において、第三者の利益を侵害するか否かは内容を十分考慮して個別に判断する旨の記載があるが (ハンドブック P86)、具体的な手続きの規定がなく、また、第三者の情報を含んだ情報を開示した場合の、第三者の権利利益を保護する手続き規定がない。行政機関法には、これらの規定が設けられており、本市の条例においても新たに規定を設けることが適当である。

2 指定管理者制度の導入に伴う規定の整備 (新規)

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者が公の施設の管理に関し取り扱う個人情報について適切な取扱いを図る規定を設けることが適当である。

(説明)

地方自治法の改正 (平成 15 年 6 月) により、公の施設の管理を民間事業者を含め地方公共団体が指定するものが代行する「指定管理者制度」が創設されたことに伴い、本市においても公の施設の設置条例を改正し指定管理者制度を導入することから、指定管理者について、公の施設の管理に関し取り扱う個人情報の適切な取扱いを図る必要がある。

指定管理者は、本来市が行うべき市の施設の管理を、法に基づき市が指定した者に代行させるといった位置付けのものであるから、実施機関と同様の義務を指定管理者に課すのが適当である。

個人情報の適正管理について、具体的には、鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則第8条の規定による協定で定められる。

また、不服の申し出についても応ずるよう、協定の中で規定することが想定される。

3 出資法人に係る規定の整備（新規）

市が全額出資等をしている法人については、個人情報の取り扱いについて、実施機関に準じたものとする努力義務規定を設けることが適当である。

（説明）

出資法人等は、本来市とは別個の団体であるが、その公益性が高いことに鑑み、市が全額出資等しているものについては、個人情報の取り扱いについて、実施機関に準じたものとするを求めることが適当である。

4 運営審議会の統合（条例第6条、第29条関係）

鎌倉市情報公開運営審議会及び鎌倉市個人情報保護運営審議会を統合することが適当である。

（説明）

現在個人情報保護条例及び情報公開条例により各々設置している運営審議会を統合し、（仮称）鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会を新設して審議の充実、事務の効率化等を図ることが適当である。

5 審査会の統合（条例第22条、第23条関係）

鎌倉市情報公開審査会及び鎌倉市個人情報保護審査会を統合することが適当である。

（説明）

現在個人情報保護条例及び情報公開条例により各々設置している審査会を統合し、（仮称）鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会を新設して審議の充実、事務の効率化等を図ることが適当である。

6 罰則規定（新規）

行政機関法と同様の罰則規定を設けることが適当である。

（説明）

（1）罰則の必要性

地方公務員法において守秘義務違反に対する罰則規定があることから、個人情報の漏えい等について個人情報保護条例上の罰則は規定していなかった。しかし、昨今のIT化の進展により、電子情報による個人情報の大量処理がなされている現在、一旦漏えい等の事故がおきた場合には、その被害が甚大なものとなる。個人情報保護関連法もこのような現状を踏まえ罰則を設けたものであり、市民の権利利益の侵害を未然に防止するため、罰則による抑止が必要である。

（2）罰則の対象者

市民の権利利益の侵害の抑止効果のために罰則を設ける以上、市が保有する個人情報、市の業務に係る個人情報等を取り扱う者全てを広く罰則の対象とすべきである。従って、第2条定義による職員の全て、受託業務従事者及び指定管理業務従事者を対象とすることが適当である。

また、行政機関法が規定する、現在職員である者に対する罰則及び偽りその他不正の手段により開示を受けた者に対する罰則も規定することが適当である。

（3）構成要件及び量刑

行政機関法の構成要件及び量刑を踏まえ適切に規定することが必要である。

（4）両罰規定

受託業務従事者等が違反行為をしたとしても、法人等に対しては民事上の責任追及しかできないのでは、外部委託業務や指定管理業務に係る個人情報の漏えい等の防止を図り、個人情報の安全管理を担保するのに、不十分である。

そこで、違反行為があった場合には受託業務従事者及び指定管理業務従事者に対して指揮監督権限を有する法人等に対しても罰金刑を科すことができるよう両罰規定を設けることが適当である。

（5）区域外適用

罰則の効力に関して、条例の効力の及ぶ範囲は当該地方公共団体の区域内に限られる属地主義を原則としているという問題がある。そこで罰則に規定する行為が市域外で実行された場合においても、罰則が適用されるよう所要の規定を設けることが適当である。

7 その他個人情報保護条例の見直しに伴う関連諸規定の整備について

- （1）個人情報の定義において、「個人情報」から法人その他の団体の役員に関する情報を除外することについて（条例第2条関係）

現在「個人情報」から事業を営む個人の当該事業に関する情報を除外しているが、これに加えて法人その他の団体の役員に関する情報も除外するのが適当である。

(説明)

法人その他の団体の情報の中には、役員の氏名、住所等の個人に関する情報が含まれることがある。しかし、役員は、法人その他の団体それ自体に代わって行為を行う機関であるから法人その他の団体についての情報の一部と考えられるので、この条例の対象から除外するものである。

(2) 独立行政法人等及び地方独立行政法人（条例第7条、第8条、第14条関係）

独立行政法人等及び地方独立行政法人について国又は他の地方公共団体と同様の扱いとするために規定を整備することが適当である。

(説明)

独立行政法人等及び地方独立法人の業務は、国又は地方公共団体と同様に公共性が高く、また職員の身分も公務員に準ずるものであるから、独立行政法人等及び地方独立行政法人並びにその職員については、国又は他の地方公共団体と同様の扱いとするため、規定を整備することが適当である。

(3) 現行条例第12条第1項の削除

削除することが適当である

(説明)

現行条例第12条第1項の規定は、電子計算機による処理を開始するとき及びその変更をするときは、あらかじめ審議会に諮問する旨の規定であるが、条例制定当時に比べ電子計算機の利用状況は格段の相違があり、現在電子計算機によらない事務処理は殆ど無く、今後は、全ての事務処理が電子計算機を用いて行われるとの前提で考えなければならない現状である。

電子計算機による事務処理についてあらかじめ審議会に諮問するのは、情報漏えいがあったときの影響が紙ベースの事務処理に比べ格段に大きいからであるが、事務処理のIT化が進む中で、個人情報に限らず、電子化された情報についてセキュリティーの強化が行われ、全庁的に慎重かつ適切に取り扱う体制ができていると考えられる。

従って、個人情報の重要性を考慮しつつも、事務処理の効率化及び全庁的な他の情報も含めたセキュリティーのレベルが向上していることを考慮すれば、この条文を削除することには理由があり削除しても差し支えない。